

令和 7 年度 第 3 回運営委員会議案書

第 1 号議案 PTA 会則細則変更について

第 6 条 特別委員会

1. 予算委員会（1）

<現行> 予算委員会は新旧役員、新旧専門部長、各学年代表をもって構成する。

<改正案> 予算委員会は新旧役員、旧委員長・部長をもって構成する。

【改正理由】 1 現在はない役名があり、現状に合っていないため。

2 新委員長・部長の決定と予算委員会が並行して行われており、新委員長・部長が十分に検討できないため。

※新委員長・部長は、第 1 回運営委員会で当該年度の予算内訳を確認することとする。

第 2 号議案 委員・部員に支給する連絡費について

PTA は、連絡費として

<現行> 全部員・委員に 500 円、副委員長・部長に 1500 円、委員長・部長に 2500 円を支給する。

<改正案> 副委員長・部長に 1500 円、委員長・部長に 2500 円を支給する。

【改正理由】 連絡方法の変化による。